

日本ヘルスサポート学会 会則

第1条 (名称)

本学会は、日本ヘルスサポート学会（英文名：Japan Society of Health Support Science）と称し、略称を JSHSS とする。

第2条 (目的)

本学会は、日本およびアジア太平洋地域における研究者および実践者の研究成果および実践成果を交換・共有する機会ならびにヘルスサポートに関係する研究および実践を志している者への教育の機会を提供し、内外の関係する学協会と連携することにより、日本およびアジア太平洋地域のヘルスサポートの研究および実践の発展に貢献することを目的とする。

第3条 (事業)

本学会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 研究・実践成果発表集会の開催
2. 学会誌および成果報告等の刊行
3. ヘルスサポートに係る研究業務の支援ならびにセミナー開催など研究者および実践者の育成支援
4. その他本学会の目的を達成するために必要な事業

第4条 (会員の種類および資格)

本学会の会員およびその資格は、次の通りとする。

- (1) 個人会員 ヘルスサポートに関する研究を行う者または実践活動に従事する者
- (2) 学生会員 ヘルスサポートに関する研究を行う大学院生（ただし、社会人学生は除く）
- (3) 法人会員 本学会の事業を援助する法人その他の団体
- (4) 名誉会員 ヘルスサポートに関する研究または本学会に大きな貢献のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を得た者

第5条 (入会)

入会を希望する個人、法人または団体は、所定の方法により入会申込を行い、理事会の承認を

受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

第6条（会費）

個人会員、学生会員および法人会員は、別に定めるところにより、会費を納めなければならない。

第7条（退会）

1. 会員は、いつでも理事会に届け出て退会することができる。なお、退会に際してすでに収められた会費は返納しない。
2. 会費を3年以上滞納した会員は、理事会において退会したものとみなす。

第8条（会員の権利）

1. 個人会員および学生会員は、本学会が開催する集會に会員参加費にて参加することができるほか、別に定める権利を有する。
2. 法人会員は、本学会が開催する集會への参加などに関し別に定める権利を有する。

第9条（役員）

1. 理事は20名以内をおき、理事長、副理事長をおく。
2. 監事を2名おく。

第10条（理事および監事の選任）

理事および監事は、総会において選挙等の方法により選出する。

第11条（任期）

1. 理事および監事の任期は、総会において承認された翌日から2年後の総会が終了する日までとする。ただし、理事および監事の再任は妨げない。
2. 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条（理事長）

- 1．理事長は、理事会において選任する。
- 2．理事長は、本学会を代表し、理事会の議長となる。

第13条（副理事長）

- 1．副理事長は、理事長が指名する。
- 2．副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある場合には、理事長に代わり本学会を代表し、理事会の議長となる。

第14条（理事および理事会）

- 1．理事は、理事会を組織し、会務を遂行する。
- 2．理事長は、理事に会務を分担させることができる。

第15条（監事）

監事は、会計および会務の遂行の状況を監査する。

第16条（総会）

- 1．総会は理事長がこれを招集する。通常総会は年1回開催する。理事会が必要と認めた場合には臨時総会を開催することができる。
- 2．総会の議決は、出席者の過半数による。

第17条（総会の議決事項）

次の事項は、理事会の承認を得た上で、通常総会に提出して承認を受けなければならない。

- （1）事業計画および収支予算
- （2）事業報告および収支決算
- （3）会則の改正
- （4）その他理事会で総会提出が議決された事項

第18条（委員会）

理事会は、会務を遂行するため各種委員会を設けることができる。

第19条

本学会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、5月31日に終わるものとする。

附則

第1条

本会則は平成18年6月12日から施行する。